

会 議 録

会議の名称	白岡市介護保険等運営協議会第4回会議
開催日	令和元年7月31日（水）
開催時間	午後1時30分 から 午後3時00分 まで
開催場所	白岡市役所4階 特別大会議室
会長の氏名	山崎 文博
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	北村 秀和 木下 健輔 伊藤 昌美 中村 由美子 山崎 文博 一ノ渡 恵子 角田 由美子 稲垣 操 柳 章 増田 政史 伊藤 伸一 齋藤 恵生 浅野 悦子 13人
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	なし
説明員の職・氏名	高齢介護課地域支援担当主査 吉田 宏 高齢介護課介護認定給付担当主査 山岸 小依 高齢介護課介護保険管理担当主査 島村 哲也
事務局職員 の職・氏名	健康福祉部長 神田 信行 高齢介護課長 中山 美佐子 高齢介護課主幹 吉田 恭久 高齢介護課地域支援担当主査 吉田 宏 高齢介護課介護認定給付担当主査 山岸 小依 高齢介護課介護保険管理担当主査 島村 哲也 高齢介護課介護保険管理担当主事 清水 一貴
その他 会議出席者 の職・氏名	

<p>会議次第</p>	<p>1 開会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 会長の互選について</p> <p>(2) 介護保険の運営状況について</p> <p>(3) 地域包括支援センターの運営状況について</p> <p>(4) その他</p>
<p>配布資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・白岡市介護保険等運営協議会第4回会議次第 ・資料1 介護保険の運営状況について ・資料2 地域包括支援センターの運営状況について ・白岡市介護保険等運営協議会委員名簿 ・白岡市介護保険条例（抜粋）

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
課 長	開会にあたり、会議出席者に対し、謝意を述べ、開会を宣す。続いて、副会長に挨拶を願う。
副 会 長	挨拶を行う。
課 長	新たに当協議会の委員となられた増田政史委員に挨拶を願う。
増 田 委 員	挨拶を行う。
課 長	白岡市介護保険条例第19条第3項の規定により、副会長が議長となり、議事を進めるよう願う。
副 会 長 (議長)	議事を進行する旨宣する。 (1) 会長の互選について
議 長	続いて、本日の議題の「(1) 会長の互選について」の件を議題とすることを告げ、会長の互選方法について委員に諮る。
A 委 員	副会長である浅野委員を推薦する。
議 長	会長に私をとの推薦をいただいたが、会長については辞退する。腹案として、特別養護老人ホームいなほの里の山崎委員を推薦する。山崎委員は、介護保険制度に精通し、これまでの運営協議会において建設的な発言をしていた。
山 崎 委 員	私であれば、僭越ながら会長の職を務めさせていただく。
議 長	よろしければ、拍手を願う。

	(拍手)
議長	拍手多数により、会長は山崎委員とする。会長に就任の挨拶を願う。
会長	挨拶を行う。
議長	会長が選出されたため、議長の職を解く。残りの議事の進行については、山崎委員に議事を進めるよう願う。
会長 (議長)	議事を進行する旨宣する。
	(2) 介護保険の運営状況について
議長	次に、「(2) 介護保険の運営状況について」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。
事務局	資料1の「介護保険の運営状況について」に基づき、説明を行う。
議長	質疑がないか、委員に諮る。
B委員	資料1の15ページにシニア元気アップ教室のフリートレーニングの記載があるが、健康維持に有効で助かっている。今日の午前中にも参加した。質問だが、介護施設の待機者の現状についてどう考えているか。
事務局	認知症の方の入所施設であるグループホームについては、待機者0に近い状況である。施設系サービスについては、いなほの里の方とわかばの方がいるので、待機者の現状を伺いたい。
議長	いなほの里の施設長として回答する。待機者は、40名から50名いる。入所

C 委員	<p>をすぐに希望している方が8割から9割くらい。わかばではどうか。</p> <p>待機者0の状況。空きがあるので御利用いただきたい。</p>
議長	<p>待機者数の差は、従来型かユニット型かで大きくなると考える。ユニット型の方が金銭面で利用者の負担が大きい。待機者の対応については、申し込みいただいたときに、急がれるようであれば、市内の特別養護老人ホームに申し込むように指導し、御家族が通える範囲であれば、蓮田市か久喜市の施設に申し込むように勧めている。しかし、現状、待機者数が多いという状況を生み出してしまっている。御家族の施設願望が強いというところもあるが、御家族が負担できないのが悪いというわけではなく、在宅で介護するのはものすごく大変で、家での介護サービスが充実していないからと感じている。</p>
事務局	<p>議長の説明を補足する。従来型は1つの部屋に4名入所するもの、ユニット型は個室となっている。白岡市内の特別養護老人ホームのユニット型と従来型の内訳は、光乃里は80名が従来型、20名がユニット型。いなほの里は87名全員が従来型。わかばは70名全員がユニット型。ずいせん長寿村は100名全員がユニット型となる。なお、特別養護老人ホームは、市外の方も利用でき、春日部市、宮代町及び久喜市の菖蒲等、近隣市町にも特別養護老人ホームが建ってきている。</p>
議長	<p>他に質疑がないか、委員に諮る。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>(2) 地域包括支援センターの運営状況について</p>
議長	<p>次に、「(2) 地域包括支援センターの運営状況について」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。</p>

事務局	資料2の「地域包括支援センターの運営状況について」に基づき、説明を行う。
議長	資料2の中で、権利擁護業務がある。成年後見相談について、地域の方がどのようにお考えなのかを知りたい。身寄りのない方と社会保障という課題がある。老老世帯、単身世帯の方が多くなっているが、老老世帯はすぐに単身世帯になってしまう。お子様が遠くに住んでいるとか、お子様がいないとかで多くの課題があると思うので、現状分かる範囲でお話いただきたい。
D委員	独居の方が増えていると感じる。ケアマネとして私が担当している方でも、生活保護で身寄りがいないとか絶縁しているとか、家族がいないということが何度かある。入院となると、保証人の問題が出てくるので、結局ケアマネが呼ばれて全て記載するという形になる。これは重要な問題と考える。ケアマネが保証人となるのは問題なので何とかしなければならぬと感じている。
E委員	地域でどれだけ生活を見てあげられるか、見守り隊がいるかが重要と考える。
B委員	高齢化が進んでいる中、人付き合いをしたくないという人がいた場合、課題となると考える。自身の安否確認のプレートも出さず、知らんぷりしている人もいる。
F委員	後見人の件は、大きな問題であると思う。今回記載されているデータは、地域包括支援センターが担当し、把握しているデータだが、市はどこまでデータを把握して、行政としてどう対応しているのかを聞きたい。地域包括支援センターだけで対応できる問題ではないと考える。
事務局	今回のデータは地域包括支援センターに直接相談があったものである。市の弁護士相談の方にも話が来ることがある。相談記録は、高齢介護課で残している。後見人についての相談があった場合は、後見人制度についての説明をさせていただき、状況によっては家庭裁判所と連携もしている。今後も他機関と連携したいと考える。

F 委員	<p>このデータで地域包括支援センターの把握をしていると思われるが、行政の方で同様に何件あるか表現されていれば、より分かりやすく、様々な意見も出てくると思う。</p>
課長	<p>補足説明だが、今回のデータは地域包括支援センターの実績データであるが、成年後見の関係で市と地域包括支援センターに相談があり、必要のある方であれば、家庭裁判所への成年後見の申し立ての説明と御案内をしている。家庭裁判所の申し立てについては本人や身内の方が手続きを行うのが通常の手続きだが、身内の方が難しい場合、市長申し立てという形で手続きをとっている方もいる。前年度は1人いた。</p>
G 委員	<p>東京では、家族の方はほとんど成年後見人になれないと聞いたが、なれるものと思っていた。家族の方がなったとしても、家庭裁判所に行ったりして色々大変で、金額も継続してかかる。埼玉県の処遇はどうなのか聞きたい。</p>
課長	<p>成年後見制度については、家庭裁判所に申し立てをされても、身内の方が後見人として任命されることのほうが少ない。親御さんの財産だからといって勝手に処分することができない。お子さんが後見人となった場合には、兄弟等相続関係の権利がある方のトラブルもあるため、財産を持っている又は土地を持っている等によって弁護士、司法書士等色々な職種の方が家庭裁判所で選任をして後見人として指定をする。被後見人の資力によって金額が変わるが、毎月2万円から3万円程報酬を支払わなければならない。一度後見人に選任されると当事者の方がお亡くなりになるまで、後見人を変えることができないことから、御家族の方でも二の足を踏まれる方が多いように思われる。家族の方が身内を後見人として家庭裁判所に申し立てをしても、それが認められるということの方が少ないといったことは伺ったことがある。そのため、家族の方も納得できないという話も聞く。資力も目減りしてしまう。全国的にこのような傾向がある。</p>
H 委員	<p>地域包括支援センターの運営について、ぽっかぽかは社会福祉法人、ウエルシアハウスは株式会社である。社会福祉法人はある程度信用できるが、株式会社は</p>

事務局	<p>心配なところがある。役所としてはどのように考えているか。</p> <p>株式会社だからといって、保険制度の知識が薄いということではなくて、民間として、いろんな方向性で事業を展開していただいている。社会福祉法人と株式会社で差異は感じていない。考え方や方針は違うがお互いに良いところを出し合っている。問題なく業務を実施している。</p>
課長	<p>ぽっかぽかもウエルシアハウスも市で業務を委託している。市で仕様書を作成し、仕様に基づいて業務を遂行している。地域包括支援センターについては、資料2の6ページにもあるが、それぞれ目的や配置人員等が細かく規定されている。</p>
D委員	<p>ぽっかぽかとウエルシアハウスは真逆で、ウエルシアハウスは色々なことをやっている一方、ぽっかぽかは比較的やっていることが少なく感じる。片方はやっけていて片方はやっていないということで評価が分かれてしまうと思う。</p>
議長	<p>私の意見としては、2社あるとどうしても比較されてしまう。客観的に活動の温度差は感じてしまうところはあるが、極端に何かやっていないというのは感じてはいない。</p>
D委員	<p>普通の会社同士なら良いが、委託としてみた場合、疑問に感じる。カフェ等を実施しているようだが、会社としてやっているのか地域包括支援センターとしてやっているのか疑問である。</p>
課長	<p>業務の内容にばらつきがでないように、定期的に市の職員を交えながら次々どのような業務をするか、どのようなやり方でやるのか等、事務の摺り合わせは実施している。内容についてはどちらも同様のレベルの事はやっていただいていると感じる。ウエルシアハウスについては独自にやっている部分が突出しているように感じるが、今実際にウエルシアハウス1階で実施している事業についても、地域住民の方に開かれている。65歳以上の高齢者だけでなく、それ以外の方を</p>

議長	<p>含めた事業も実施している。厳密に地域包括支援センターの業務じゃないと言い切ってしまうのも難しい部分があると感じている。</p> <p>個人的に思うのは、地域包括支援センターとしての業務は両方実施しているが、ウエルシアハウスは地域を拠点とするというのが社長の考えで、その延長線が地域包括支援センターとしての業務で、プラスアルファでいろいろな事業を実施していると感じている。企業としての社会貢献を色濃く実施していると感じている。</p>
D委員	<p>プラスアルファで実施していると思われる事業も、地域包括支援センターの従業員が参加しているため、地域包括支援センターとしての業務なのか、会社としての業務なのか分かりにくい。ただ、ウエルシアハウスのやっていることは良いことだと思う。ウエルシアハウスに行けない人は、ぼっかぼかが同じようにやれば相談とかの活性化になるのではないか。ウエルシアハウスのほうが色々なことをやっているので、相談しやすいと聞く。この件を市民がどのように感じるのかと日頃考えている。</p>
議長	<p>それぞれに、個性的に地域をしっかり責任持って見てもらい、委託された業務はしっかりこなすことが大事と感じる。</p>
I委員	<p>西に住んでいるため、ウエルシアハウスを利用させていただいている。対応が早い、良いなという感想を持っている。ウエルシアハウスに行くと行事カレンダーが出来ていて、その結果人が集まってきて、お琴を聞かせてくれたり手芸をしたり、楽しんでその場所を利用できる。子ども食堂なんかもやっている。このようなことを色々やっていて地域にウエルシアハウスがあってうれしいなと思う。高齢者虐待についてだが、親と息子の関係の虐待もよくある。虐待しているのではないかという情報があったので、問題の家に行ってみたところ、親は耳が遠く、大きい声じゃないと分からない。それを周りが誤解して困っているとのこと。虐待が本当か、嘘かを見抜くということが大事だと思っている。</p> <p>また、先程の後見人の話だが、大変な問題であると感じる。子どもでも親の財</p>

F 委員	<p>産をもらえるものと勘違いしている人もいるし、誰がスムーズにお金をかけないで認知になった高齢者を面倒見るのかというのも課題と思っている。</p> <p>ぽっかぽかとウエルシアハウスに違いについて話があったが、決算書のなかにぽっかぽかは収入に見合った支出となっているが、ウエルシアハウスは収入よりも200万円くらい支出が多い。この差額の200万円がどこから出ているのか気になる。</p>
課長	<p>不足分の補填については、市からは委託料以外は特に出していない。ウエルシアハウスのほうでやりくりをしている。詳細については、聞いたことがなく、把握はしていない。</p>
F 委員	<p>D委員がおっしゃっていたぽっかぽかとウエルシアハウスについての疑問はこういう形で出てきているのではと自分なりに考えた。明らかにしろということではない。</p>
議長	<p>他に質疑がないか、委員に諮る。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>(4) その他</p>
議長	<p>次に、「(4) その他」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>次回の運営協議会の開催時期については10月を予定している。主な議題は、現在公募中の看護小規模多機能型居宅介護事業所の事業者についてと、来年度から第8期介護保険事業計画の策定事業を実施するが、その計画を策定するのに必要な実態調査を今年度実施する。その実態調査について、説明する。</p>
議長	<p>質疑がないか、委員に諮る。</p>

<p>課長</p> <p>副会長</p> <p>課長</p>	<p>(質疑なし)</p> <p>議事全体終了の旨を述べ、委員の協力に対し謝し、議長を降りる。</p> <p>以上で、本日の議事全体終了を述べ、副会長に閉会の挨拶を求める。</p> <p>挨拶を行う。</p> <p>慎重会議を謝し、閉会を宣した。</p>
<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p>	